

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【公開番号】特開2016-61020(P2016-61020A)

【公開日】平成28年4月25日(2016.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-025

【出願番号】特願2014-187235(P2014-187235)

【国際特許分類】

E 06 B 5/16 (2006.01)

E 06 B 3/38 (2006.01)

E 06 B 3/66 (2006.01)

【F I】

E 06 B 5/16

E 06 B 3/38

E 06 B 3/66

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月1日(2017.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

枠と、枠に開閉自在に設けた障子とを備え、枠の内周側見込み面又は障子の外周側見込み面であって両見込み面の対向する範囲に、火災の熱で発泡する耐火材を設けてあると共に、耐火材の見込み方向に隣接する位置に、内周側又は外周側に向けて突出して耐火材の発泡する方向を規制するガイドとなる突壁を有することを特徴とする建具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記の課題を達成するため請求項1記載の発明による建具は、枠と、枠に開閉自在に設けた障子とを備え、枠の内周側見込み面又は障子の外周側見込み面であって両見込み面の対向する範囲に、火災の熱で発泡する耐火材を設けてあると共に、耐火材の見込み方向に隣接する位置に、内周側又は外周側に向けて突出して耐火材の発泡する方向を規制するガイドとなる突壁を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1記載の発明による建具は、枠の内周側見込み面又は障子の外周側見込み面であって両見込み面の対向する範囲に、火災の熱で発泡する耐火材を設けてあると共に、耐火材の見込み方向に隣接する位置に、内周側又は外周側に向けて突出して耐火材の発泡する

方向を規制するガイドとなる突壁を有することで、火災時に耐火材の発泡する方向が突壁により規制されるため、枠と障子との間の隙間が大きい場合でも、その隙間を発泡した耐火材で確実に塞ぐことができる。また、突壁を有することで、耐火材を密に発泡させることができ、発泡した耐火材による耐火層を維持できる。